

府議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	監査委員事務局	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市監査基準について			
関係事項	条例規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）により、令和2年4月1日から各地方公共団体の監査委員は、監査基準の適切かつ有効な実施を図るための基準を定めることとされた。これにより総務省の有識者会議が地方公共団体に共通する基本原則と考えられる事項を規定した「監査基準（案）」を策定した。</p> <p>当市では、この「監査基準（案）」を踏まえ、「東大和市監査委員事務運営規程（以下「運営規程」という。）」を廃止し「東大和市監査基準（以下「基準」という。）」を新たに制定することとした。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多摩26市の監査委員事務局長で構成する「東京都市監査委員会事務局長会」において、監査基準の共通化に向けて情報交換会が開催され、意見交換を行ってきた。 ② 既存の運営規程の主旨を生かすことを基本に基準の策定を検討した。 ③ 基準に基づく監査事務の取扱いについて、基準に定めるものほか必要な事項について「東大和市監査基準実施細目」を新設し別に定めることとした。 <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響と効果</p> <p>市の事務の管理及び執行について、法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的な実施を確保し、引き続き市民の福祉の増進に資することができる。</p> <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月5日 「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について」が通知される。 ・令和元年8月29日 全国都市監査委員会総会が開催され、「都市監査基準」が示される。 ・令和元年10月中旬 東京都市監査委員会幹事市が26市の監査基準策定に係るアンケートを実施し、当市はその結果を策定方針の参考にすることとした。 ・令和元年12月18日 東京都市監査委員会事務局長会が開催され「監査基準（案）」について意見交換。 ・令和2年2月18日 東大和市監査基準（案）を監査委員が審議。 ・令和2年3月24日 東大和市監査基準を監査委員が決定。 <p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府議終了後、市議会議員へ配布予定。 ・令和2年4月1日以降、ホームページ及びグループウェア共有情報に掲載予定。 <p>5. 審議結果</p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。